

令和9年4月入園児に係る事務手続について

令和9年4月に入園するお子さんの施設等利用費・補足給付事業費に係る手続については、令和8年10月から11月に行う入園手続と併せて実施します。

時期	事務手続の内容	
10月10日頃	市→園	令和9年4月入園予定者に配布する書類を送付 ※ 配布部数については、今年度の各号の認定者数平均を基に算出しています。不足する場合は追加で送付します。
11月1日～	園→保護者	入園内定者に対して、市から送付された書類を配布
	保護者→園	次の書類を園に提出（オンライン申請可） ◎施設等利用給付認定申請書 ※ 申請書Aまたは申請書B（必要書類を添付） ◎副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書 ※ 申請については保護者の任意となります。 ※ 添付書類（課税証明書等）が必要な場合あり。
～12月12日	園→市	保護者から提出された書類を取りまとめて市に送付（オンライン申請を行った旨の申出等があった方は取りまとめ不要）
3月下旬（予定）	市→園	施設等利用費及び補足給付事業費に係る認定園児一覧（園宛て）を送付
	市→保護者	施設等利用費及び補足給付事業費に係る認定結果の通知を保護者に送付

【事務の流れ】

